

第10期片品村分別収集計画

令和4年6月

片 品 村

目 次

1.	計画策定の定義	1
2.	基本的方向	1
3.	計画期間	1
4.	対象品目	1
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6.	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量および容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令 で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量および容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令 で定める物の量の見込みの算定方法	5
10.	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第4号)	5
11.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12.	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

1. 計画策定の意義

片品村の豊かな自然の中で、便利で快適な生活を送りたいという願いは村民共通のものです。

しかし、現在の便利で物質的に豊かな社会は、大量生産・大量消費・大量廃棄という「使い捨て型」の生活様式によって支えられており、これを背景に日常生活から大量のごみが排出されています。

このため、どの自治体においても最終処分場の逼迫、廃棄物の不法投棄、ごみの焼却に伴う二酸化炭素の大量排出やダイオキシン問題などが顕在化し、処理経費の増大による自治体の財政圧迫も問題となっています。

こうした状況を受け、今後は循環型社会の形成に向けて、「リデュース・リユース・リサイクル」の3Rの取り組みを促進するとともに、ごみの排出抑制を目的に家庭ごみの有料化も検討し、徹底した分別とリサイクルに取り組みます。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、消費者・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画を推進することによって、一般廃棄物を減量し、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化を図るとともに、循環型社会の実現を目指すものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- 地域特性を活かした廃棄物循環型社会づくりをすすめる。
- 村民参加型のごみ減量とリサイクル運動を積極的にすすめる。
- 村内関係者一体でのごみ排出抑制と資源再利用促進化の取り組みを進める。
- 一般廃棄物処理の広域化を踏まえた施設整備の検討、新たな品目の分別収集などに積極的に取り組む。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル及びプラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	384.6t	377.2t	369.9t	362.7t	355.6t

6. 容器包装廃棄物の排出の制御の方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の制御のため以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては消費者、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

また、今後、より効率的な容器包装廃棄物の分別収集に関する方策を進めるため所要調査等を行い、消費者、事業者の意見を積極的に反映させていきたい。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

ごみ処理場の開放やポスター、パンフレット等により消費者、事業者に対しごみ排出量、処理経費などの現状を示し、容器包装廃棄物の分別収集の重要性、リサイクル推進の必要性などの認識を高める。さらに、教育現場では小学生の副読本等を活用し、ごみの排出抑制、分別排出などの普及に関する啓発活動を積極的に進める。

(2) 過剰包装の抑制・買い物袋の持参の推進

商品の過剰包装を抑制し、簡易包装を求める意識を啓発し、レジ袋が有料化されたことから、さらに買い物袋（マイバッグ）の持参を推進する。

(3) 家庭ごみ有料化の推進

ごみの減量・リサイクルの推進及び村民の費用負担の公平化を図るため、また、ごみについて考え、現在の生活様式を見つめ直す契機とするため、家庭ごみの有料化制度の導入を目指します。なお、有料化を導入するにあたっては、村民の合意を得ることが欠かせないため、積極的に村民への情報提供を進めます。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係わる分別の区分
(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、村民の協力度、利根東部衛生施設組合の再生化施設、収集機材等を活用し、収集に係わる分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類		収集に係わる分別の区分
主としてスチール製の容器		缶
主としてアルミ製の容器		
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器	ガラスびん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（P E T） 製の容器であって飲料、しょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

品目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
主としてスチール製の容器	15.42t	15.13t	14.85t	14.54t	14.25t
主としてアルミ製の容器	11.40t	11.18t	10.97t	10.75t	10.53t
無色のガラス製容器	(合計) 13.40t (引渡量) 13.40t	(合計) 13.15t (引渡量) 13.15t	(合計) 12.90t (引渡量) 12.90t	(合計) 12.64t (引渡量) 12.64t	(合計) 12.38t (引渡量) 12.38t
茶色のガラス製容器	(合計) 20.53t (引渡量) 18.36t	(合計) 20.14t (引渡量) 18.01t	(合計) 19.76t (引渡量) 17.67t	(合計) 19.35t (引渡量) 17.31t	(合計) 18.96t (引渡量) 16.96t
その他のガラス製容器	(合計) 11.72t (引渡量) 11.72t	(合計) 11.50t (引渡量) 11.50t	(合計) 11.28t (引渡量) 11.28t	(合計) 11.05t (引渡量) 11.05t	(合計) 10.83t (引渡量) 10.83t
紙パック	0.45t	0.44t	0.43t	0.42t	0.41t
段ボール	42.12t	41.32t	40.54t	39.72t	38.92t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) t (引渡量) t	(合計) t (引渡量) t	(合計) t (引渡量) t	(合計) t (引渡量) t	(合計) t (引渡量) t
ペットボトル	(合計) 4.17t (引渡量) 4.17t	(合計) 4.09t (引渡量) 4.09t	(合計) 4.01t (引渡量) 4.01t	(合計) 3.93t (引渡量) 3.93t	(合計) 3.85t (引渡量) 3.85t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) t (引渡量) t	(合計) t (引渡量) t	(合計) t (引渡量) t	(合計) 15.00t (引渡量) 15.00t	(合計) 20.00t (引渡量) 20.00t
うち白色トレイ	(合計) t (引渡量) t	(合計) t (引渡量) t	(合計) t (引渡量) t	(合計) t (引渡量) t	(合計) t (引渡量) t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

過去5年（平成29年度～令和3年度）の分別基準適合物の収集実績に人口変動率（国立社会保障・人口問題研究所、片品村人口変動率参照）を乗じた数量

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
4,048人 (対前年度比) 98.11%	3,971人 (対前年度比) 98.10%	3,896人 (対前年度比) 98.11%	3,817人 (対前年度比) 97.97%	3,740人 (対前年度比) 97.98%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本村から排出される容器包装廃棄物の分別収集を実施する者は下表のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係わる区分の分別	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	アルミスチール	缶類	クリーンセンターによる定期回収	クリーンセンター
ビン	無色ガラス	ビン類	クリーンセンターによる定期回収	クリーンセンター
	茶ガラス			
	その他のガラス			
紙	紙パック	紙パック	クリーンセンターによる指定日回収	クリーンセンター
段ボール	段ボール	段ボール	委託業者による指定日回収	委託業者
プラスチック	P E Tボトル	PETボトル	クリーンセンターによる指定日回収	クリーンセンター
プラスチック	その他プラスチック	その他プラスチック	クリーンセンターによる指定日回収	クリーンセンター

1.1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

分別収集に関連する施設等は、下表のとおり計画しており、ストックヤードは村及び尾瀬クリーンセンターで確保する。

分別収容する容器 包装廃棄物の種類	収集に係わる 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
アルミ	缶類	指定の袋	パッカー車	リサイクルプラザ (選別・ 圧縮施設)
スチール				
無色ガラス	ビン類	コンテナ	トラック	
茶色ガラス				
その他のガラス				
紙パック	紙パック	指定の袋	トラック	ストックヤード
段ボール	段ボール	紐で結束	トラック	委託業者
PETボトル	PETボトル	指定の袋	トラック	ストックヤード
その他プラスチック	その他 プラスチック	指定の袋	パッカー車	ストックヤード

1.2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

・村民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、消費者や事業者、行政が協力して、分別収集促進体制を整備するように指導する。

また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、衛生自治会や婦人会等の各種団体を活用する。

なお、現在、学校などによる集団回収が進んでいる飲料用紙製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。